

議案第39号

墨田区保育所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区保育所条例の一部を改正する条例

墨田区保育所条例（昭和36年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

- 12 次の表の左欄に掲げる保育所の位置は、令和4年6月18日から墨田区規則で定める日までの間は、別表の規定にかかわらず、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置
墨田区横川橋保育園	墨田区亀沢二丁目24番6号

別表墨田区ひきふね保育園の項を削る。

付 則

この条例は、令和4年6月18日から施行する。ただし、別表の改正規定は、墨田区規則で定める日から施行する。

（提案理由）

墨田区横川橋保育園の改修工事の実施に伴い、当該工事期間における同園の位置を仮園舎を設置する位置とするほか、墨田区保育所等整備計画に基づき、墨田区ひきふね保育園に公私連携制度を導入することに伴い、当該保育園を廃止する必要がある。